

# 議 会 運 営 委 員 会

令和4年3月17日(木)  
全員協議会終了後  
開議 時 分  
閉議 時 分  
全員協議会室

## 出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員  
〔議長団〕 笹田議長、川神副議長  
〔委員外議員〕  
〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、猪狩総務管理係長  
〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

---

## 議 題

- 1 令和4年6月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料 1
  
- 2 会派代表質問のあり方について 資料 2
  
- 3 請願及び陳情について 資料 3
  - (1) 審査基準について
  - (2) 採択した請願及び陳情への議会としての対応について
  
- 4 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について  
【Vol.64 2月号】
  
- 5 重要案件の意見交換会の案件について 資料 4
  
- 6 オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正等について 資料 5
  
- 7 その他

## 令和4年6月定例会議日程(案)

※黄色セル部分は後日決定

	期間	日程案	会場	開始時間	
5月	19日 (木)	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～	
	20日 (金)	産業建設委員会	全員協議会室	10時～	
	21日 (土)				
	22日 (日)				
	23日 (月)	総務文教委員会	全員協議会室	10時～	
	24日 (火)				
	25日 (水)				
	26日 (木)				
	27日 (金)				
	28日 (土)				
	29日 (日)				
	30日 (月)	全員協議会	議場	10時～	
	31日 (火)				
6月	1日 (水)	請願・陳情・意見書・決議書締切		【締切】13時	
	2日 (木)				
	3日 (金)				
	4日 (土)				
	5日 (日)				
	6日 (月)	個人一般質問通告書メール、FAX受付締切		【締切】11時	
	7日 (火)	個人一般質問通告書提出締切		【締切】11時	
	8日 (水)	議会運営委員会	全員協議会室	10時～	
		議会広報広聴委員会	全員協議会室	13時30分～	
	9日 (木)				
	10日 (金)				
	11日 (土)				
	12日 (日)				
	13日 (月)	個人一般質問説明用パネル提出締切		【締切】12時	
	14日 (火)				
	15日 (水)	1	開会 提案説明	議場	10時～
			全員協議会	議場	本会議終了後
			総務文教委員会	第1委員会室	全員協議会終了後
			福祉環境委員会	第2委員会室	全員協議会終了後
			産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後
	16日 (木)	2	個人一般質問	議場	10時～
	17日 (金)	3	個人一般質問	議場	10時～
	18日 (土)	4			
	19日 (日)	5			
	20日 (月)	6	個人一般質問	議場	10時～
	21日 (火)	7	個人一般質問	議場	10時～
	22日 (水)	8	議案質疑	議場	10時～
	23日 (木)	9	総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	24日 (金)	10	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	25日 (土)	11			
26日 (日)	12				
27日 (月)	13	産業建設委員会	全員協議会室	10時～	
28日 (火)	14	予算決算委員会	議場	10時～	
		討論通告期限		【締切】17時	
29日 (水)	15	休会			
		対抗討論通告期限		【締切】13時	
30日 (木)	16	委員長報告 採決	議場		
		全員協議会	議場		
		議会運営委員会	全員協議会室		

項目		山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
今後の実施について		なし	あり	なし	なし
※実施方法ありとついで回答した場合記載	実施日程		3月定例会議		
	質問の内容		会派独自の調査・研究の深度化により質問内容の質の向上を図る		
	実施条件		従来通り2人以上の会派で実施		
	質問時間・方法		個人一般質問と同程度の時間		
	答弁の方法		一括質問・一括答弁の見直し		
	答弁の方法		一括質問・一括答弁の見直し		
その他のご意見等			①廃止議論の前に、現在の会派代表質問が導入目的との整合性を検証すべき。 ②廃止の根拠について目的または運用のどちらに問題があるかの整理が必要。 ③一般質問との違いの明確化、質問時間の妥当性、一括質問・一括答弁の問題点等検討したうえで結論を出す。		

## 請願・陳情の採択基準（他市参考基準）

請願・陳情を審査する委員会間の統一を図るため、おおむね下記の基準に基づいて決定をします。

※最終的な判断はそれぞれの委員会において行います。

## 【採択とするもの】

- ①当該地方公共団体の権限に属する内容であり、願意が妥当であり、かつ実現の可能性にあるもの、または研究に値するもの。
- ②議会または執行機関において措置できる可能性のあるもの。
- ③願意が既に達成された（予算措置、条例改正等により）もの。

## 【不採択とするもの】

- ①当該地方公共団体の権限に属さない内容（他の地方公共団体の権限に属する内容）のもの。
- ②議会または執行機関においても措置できない権限外のもの。
- ③願意が妥当でないもの。また、願意が妥当であっても実現の可能性が認められず、また研究に値しないもの。

## 【一部採択】

- ①請願（陳情）事項中、その一部が上記【採択とするもの】に該当するときは、一部採択とする。  
ただし、採択以外の部分は意思表示しないものとする。

令和4年3月2日

総務文教委員長 永見利久様  
福祉環境委員長 小川稔宏様  
産業建設委員長 川上幾雄様  
議会運営委員長 布施賢司様

議会広報広聴委員会  
委員長 三浦大



はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

はまだ議会だより Vol.64 (令和4年2月1日発行) で実施した読者アンケートに寄せられた意見について、別添意見等一覧表を提供いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、貴委員会にて議会としての対応をご協議いただき、協議経過及び結果を令和4年3月24日(木)正午までにご報告くださいますようお願いいたします。

報告いただいた内容は、はまだ議会だより Vol.65 (令和4年5月1日発行予定) に掲載予定です。

# 読者アンケート Vol. 64 に寄せられた意見等対応報告

※塗りつぶしは「大学のある町として、どのような取組が必要ですか？」に対する回答

議会運営委員会

意見	対応経過及び結果
<p>市議会議員の皆様はどのくらいまちづくり組織に所属して、自ら積極的に活動されているのでしょうか。まちづくりと口では言っても、やることは人任せではないでしょうか。立派なまちづくり条例ができました。</p> <p>他者の活動を憶測で批判するのではなく、応援し、また先頭に立って引っ張ってほしいものです。成果が確約できるものでなければダメなら、まちづくり活動はできません。</p>	
<p>今回初めて議会だよりを見ました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 質疑応答が SDGs ごとにまとめてあってわかりやすかったです。</li><li>・ 浜田市は漁業が盛んなまちと認識していますが、海の環境は陸の環境とも深く関わっているので、もっと環境に関する議論があっても良いのではないかと思いました。最近漁獲量や水揚げ量が少なくなっているという話を耳にするので、主要産業である漁業の持続可能性が気になります。</li><li>・ 回答で、検討するまたは協議するという回答が多いように思いますが、それが実際どのように検討または協議され、その結果どうなったかはどこかで発信されていますか？</li></ul>	

令和4年3月17日

議会運営委員会

委員長 布施 賢 司 様

総務文教委員会 委員長 永 見 利 久

福祉環境委員会 委員長 小 川 稔 宏

産業建設委員会 委員長 川 上 幾 雄

重要案件の意見交換会の案件の提出について（回答）

令和4年2月17日付で依頼のありました標記の件について、委員会を開催し協議した結果、下記のとおり回答いたします。

記

◆総務文教委員会

1	歴史文化保存展示施設について
2	まちづくり施策について
3	公共交通再編について

◆福祉環境委員会

1	子育て支援について
2	健康寿命の延伸について
3	環境問題について

◆産業建設委員会

1	漁港エリア活性化について
2	農業問題について
3	商業エリア活性化について

## オンラインの方法による委員会の開催に伴う 委員会条例等の改正等について

### 1 目的・理由

近年の新型コロナウイルス感染症や大規模災害等の発生により、参集が困難となり開催できない事態が想定される。

このような状況において、委員が参集困難となり、委員会の開催ができない事態が想定されることから、オンラインによる方法<sup>1</sup>で委員会の開催を可能とするため、関係例規の改正等を行う。

### 2 改正等の概要

- (1) 参集が困難な場合に、オンラインによる方法で委員会を開催することが可能とする改正を行う。
- (2) 改正の対象例規は、浜田市議会委員会条例及び浜田市議会会議規則。オンラインによる方法での委員会の開会方法等の詳細は別に要綱等で定める。
- (3) 改正事項は、開会方法・除斥・出席説明の要求・委員外議員の発言・不在員・紹介議員の委員会出席・公述人・代理人又は文書による意見の陳述・参考人・協議等の場の開催方法の特例等を予定している。

### 3 改正の方針

- 全国市議会議長会から提供された改正案を基に、オンラインによる方法での委員会の対象を感染症や災害として改正案を作成
- 出席の方法は、届出制を採用して改正案を作成

---

<sup>1</sup> 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法